

富士見市農地利用最適化推進委員募集要項

1. 募集内容

業務内容	農地等の利用の最適化の推進 (担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)
募集人数	7人(下表の「農地利用最適化推進委員募集・担当区域」ごとに1名ずつ)
資格	・農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方 ・農業委員会定例総会、研修等に出席できる方
任期	令和7年5月1日から令和10年4月30日(3年間)
活動	通年
報酬	月額3万1千円

○身分は非常勤の特別職公務員となり、業務には守秘義務が生じます。

○同時募集の農業委員にも応募推薦ができますが、兼職はできません。

○次に該当する人は農地利用最適化推進委員になることはできません。

- ・常勤の公務員
 - ・自治体の執行機関の委員など法律により農業委員と兼職ができない人
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ※ご不明な点がございましたら、裏面の問い合わせ先へご連絡ください。

2. 「農地利用最適化推進委員募集・担当区域」

番号	区域名	担当集落
1-1	鶴瀬	勝瀬東、勝瀬中、勝瀬南、勝瀬西、上沢、渡戸、羽沢
1-2	鶴瀬	山室、折戸、宿、谷津、御庵新田、関沢
2-1	南畑	東大久保上、東大久保中、修徳
2-2	南畑	上畑、道場、北中下、南中下、池の橋、田中、下田、蛇木
2-3	南畑	山形、馬場、八幡、竹の内、木染、鶴新田、新長、中丸、登戸、砂原
3-1	水谷	水谷第1、水谷第2、水谷第3、水谷第4
3-2	水谷	水谷第5、水谷第6

※農地利用最適化推進委員応募・推薦用紙の「応募・推薦区域」欄に番号を記入してください。

3. 推薦・応募方法

申込方法	<p>推薦または応募により申込みができます。下記の書類を募集期間内に富士見市農業委員会へ持参または郵送によりご提出ください。</p> <p>■候補者を推薦する場合</p> <p>①農業者など3名以上が連名した「富士見市農地利用最適化推進委員推薦書（個人用）」または農業者などの団体・法人の推薦による「富士見市農地利用最適化推進委員推薦書（団体・法人用）」</p> <p>②「富士見市農地利用最適化推進委員応募・推薦用紙」…候補者が記入してください。</p> <p>※推薦にあたっては候補者の承諾を得てください。</p> <p>■自ら応募する場合</p> <p>①「富士見市農地利用最適化推進委員申込書（本人応募用）」</p> <p>②「富士見市農地利用最適化推進委員応募・推薦用紙」</p>
提出場所	<p>持参…富士見市役所 農業委員会事務局（2階）</p> <p>郵送…〒354-8511 富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1 富士見市農業委員会事務局</p> <p>※郵送の場合は封筒の表面に「農地利用最適化推進委員募集関係書類在中」と朱書きください。</p>
募集期間	<p>令和6年11月15日（金）～令和6年12月25日（水）</p> <p>午前8時30分～午後5時15分</p> <p>※ 持参の場合は、土・日祝日を除く。</p> <p>※ 郵送の場合は、12月25日（水）必着</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・書類不備の場合は受付できませんのでご注意ください。 ・提出書類に記載された個人情報 は適正に管理し、農地利用適正化推進委員の選考のみに使用します。 ・提出された書類は返却いたしません。

4. 応募・推薦状況の公表について

農業委員会等に関する法律の規定により、候補者の応募及び推薦の状況について、募集期間の中間及び終了後にインターネットなどで公表をすることが定められております。公表項目については提出書類に記載された住所・連絡先以外のすべてとなります。推薦者、推薦団体・法人についても同様に公表することとなっています。

5. 選考スケジュール・結果

提出期間終了後、令和7年3月の農業委員会定例総会にて選考を行い、郵送により結果を連絡します。

令和6年11月15日～ 令和6年12月25日	公募期間（応募・推薦）
令和7年3月下旬	農業委員会による候補者の選考 （農業委員会定例総会后）
令和7年5月1日	農業委員会初総会・委嘱状交付

6. 問い合わせ先

農業委員会事務局 Tel : 049-251-2711 内線 244